

抽 選 参 加 者 心 得 書

- 第 1 条 抽選の参加者は、この心得書及び所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合
保留地処分規程を守らなければならない。
- 第 2 条 抽選の参加者は、所定の申込書（以下「抽選参加申込書」という。）に必要
事項を記載し、申込書毎に金 10 万円（現金又は銀行保証小切手）の抽選参
加申込保証金を添え、申込みものとする。
- 第 3 条 抽選参加申込書の文字は明確に記し、誤記又は脱字を訂正又は加除したと
きは、その箇所に証印すること。
- 第 4 条 抽選参加申込者が抽選に立合うものとする。なお代理人により抽選に立合
う者は、委任状を提出しなければならない。
- 第 5 条 抽選は公開とし、結果の発表は抽選終了後ただちに行う。
2 前項の抽選は、抽選参加者又は代理人の立会いの下、理事長が行うものと
する。なお、抽選参加者又は代理人が抽選の場所に出席できないことを理由
として異議を申し出ることができない。
3 抽選の場所に出席する者で、秩序の維持に支障があると認められる者には、
退場を求めることがある。
- 第 6 条 当選者が決定した時は、ただちに保留地売買決定通知書を交付する。
- 第 7 条 保留地売買決定通知書を受けた者（以下「買受人」という。）は、その通知
を受けた当日から 10 日以内に、売買価格の 100 分の 10（千円未満切捨）
に相当する金額を契約保証金として納入し、契約しなければならない。この
場合、抽選参加申込保証金は契約保証金に充当する。
2 契約保証金は、売買代金に充当する。
- 第 8 条 当選人は、土地売買契約を指定期間内に締結しないときは、抽選参加申込
保証金の還付を求めることができない。
- 第 9 条 当選人は、契約した日より 60 日以内に残金を完納しなければならない。
上記の代金を完納し、引渡しを受けたときは、当該土地を使用することがで
きる。ただし、特別な事由がある場合、土地売買契約に明記すればこの限り
でない。

第 10 条 売買土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第 107 条第 2 項により換地処分に伴う登記が完了した後に行うものとする。

2 登記に要する諸費用は、買受人が負担しなければならない。

第 11 条 前条に規定する所有権移転登記が完了するまでの間、理事長の承諾なく第三者に譲渡することができない。ただし、譲渡する旨を組合に通知し、承認を得た者、相続人、贈与及び特に組合が認めた者についてはこの限りではない。

第 12 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者（代理人も含む）は、この抽選又は今後の抽選に参加させないものとし、当選を無効とする。

- (1) 他人の抽選を妨害したと認められる者。
- (2) 抽選するにあたり、その秩序をみだし、退場を命じられた者。
- (3) 抽選参加心得書及びこの保留地処分規程に基づく指示に従わない者。
- (4) 土地売買契約を忠実に履行しなかった者又はその契約の履行を妨害した者。
- (5) 本組合の事業に不都合の行為があった者。
- (6) 当選人となり土地売買契約を締結しない者。

第 13 条 その他抽選にあたり、この心得書各条の解釈及び明記のない事項については、保留地処分規程に基づき指示する。

第 14 条 抽選の参加申込の資格については、個人又は法人で、建築物の建築の用に供する目的で取得する者。ただし、代理人による申込みも可能とします。

なお、次の何れかに該当する者は、抽選に参加申込することはできない。

- (1) 未成年者
- (2) 成人被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団及び埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 条）に規定する暴力団関係者と認められる者

以下に該当する者も抽選に参加申込することはできない。

- ・ 都道府県税（都道府県民税、個人事業税又は法人都道府県民税、法人事業税）の滞納がある者